(四)　農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度について、一〇年以上（貸付け時において六五歳未満である場合には、二〇年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、その貸付けによる賃借権等の設定はなかったものと、農業経営は廃止していないものとして納税猶予の適用を認めることとした。（租税特別措置法第七〇条の四の二関係）

(五)　次のとおり山林についての相続税の納税猶予制度を創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の六の四関係）

(1)　概要

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、特定森林経営計画（市町村長等の認定を受けていることその他一定の要件を満たす森林経営計画をいう。以下同じ。）が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいう。以下同じ。）について当該特定森林経営計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得した場合において、その林業経営相続人が当該特定森林経営計画に基づいて引き続き施業を継続していくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、当該相続又は遺贈により取得した山林で一定の要件を満たすもの（以下「特例山林」という。）に係る課税価格の八〇パーセントに対応する相続税額については、その林業経営相続人の死亡の日までその納税を猶予する。

(2)　猶予税額の計算

林業経営相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、林業経営相続人が、通常の課税価格による特例山林のみを相続するものとして計算した場合の当該林業経営相続人の相続税額と、課税価格を二〇パーセントに減額した特例山林のみを相続するものとして計算した場合の当該林業経営相続人の相続税額の差額を、当該林業経営相続人の猶予税額とする。

(3)　猶予税額の免除

その林業経営相続人が特例山林を死亡の時まで所有し、かつ、引き続き特定森林経営計画に従って施業をし続けた場合には、猶予税額を免除する。

(4)　猶予税額の納付

イ　林業経営相続人による特定森林経営計画に従った特例山林の経営が適正かつ確実に実施されていない場合に該当する場合において、当該特定森林経営計画に係る農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該該当する旨の通知があったときその他一定の場合に該当することとなった場合には、猶予税額の全額を納付する。

ロ　特例山林の譲渡等をした場合には、相続開始時の特例山林の課税価格の総額に対するその譲渡等をした特例山林の課税価格の割合に応じて猶予税額を納付する。ただし、特例山林の合計面積の二割超の面積の特例山林の譲渡等をした場合には、猶予税額の全額を納付する。

(5)　利子税の納付

右記(4)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限から納付する日までの期間に係る利子税を併せて納付する。

(6)　担保の提供

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、猶予税額に相当する担保を提供しなければならない。

(7)　その他

林業経営相続人は、施業整備期間（森林経営計画の当初認定起算日から一〇年を経過する日までの期間をいい、相続税の法定申告期限後の期間に限る。）内は毎年、その後は三年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

(六)　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、一戸建ての特定認定長期優良住宅に係る所有権の移転登記に対する軽減税率を一、〇〇〇分の二（改正前一、〇〇〇分の一）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七四条関係）

(七)　都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、個人が、同法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、認定低炭素住宅（同法に規定する低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものをいう。）の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をする場合における当該認定低炭素住宅に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第七四条の二関係）

(1)　所有権の保存登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の四）

(2)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の二〇）

(八)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となるマンション建替事業を良好な居住環境の確保に資するマンション建替事業に限定した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七六条関係）

(九)　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条及び第八一条関係）

(1)　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記　一、〇〇〇分の五（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(2)　分割による法人の設立等の場合における次の登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の四（改正前一、〇〇〇分の二）

ロ　船舶の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の二三（改正前一、〇〇〇分の一二）

(一〇)　預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記に株式移転により銀行持株会社を設立する場合における当該銀行持株会社の設立の登記を追加した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(一一)　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八〇条の二関係）

(1)　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記　一、〇〇〇分の五（改正前一、〇〇〇分の三・五）

(2)　分割による法人の設立等の場合における次の登記

イ　不動産の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の四（改正前一、〇〇〇分の二）

ロ　抵当権の移転登記　一、〇〇〇分の一（改正前一、〇〇〇分の〇・六）

(一二)　会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第八一条関係）

(1)　所有権の移転登記（改正前一、〇〇〇分の一三）

平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日まで　一、〇〇〇分の一五

平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで　一、〇〇〇分の一八